

平成２７年度第５回総合教育会議会議録

日時：平成２７年９月２４日（木）

午前１１時開会

場所：津リージョンプラザ２階第１会議室

出席者	津市長	前 葉 泰 幸
	津市教育委員会	委員長 坪 井 守
		委 員 庄 山 昭 子
		委 員 松 本 昭 彦
		委 員 滝 澤 多佳子
		教育長 石 川 博 之

教育次長 それでは定刻になりましたので、前葉市長から第5回津市総合教育会議の開会のご挨拶をお願いいたします。

市長 みなさん、おはようございます。教育委員会が非常に活発に御審議をいただき、教育委員の特に非常勤の委員の皆さんには本当に数多くお運びをいただく形になりまして、本当に感謝をしております。ありがとうございます。総合教育会議も月に1回程度のペースで開催させていただいており、審議する内容について、その時に必要だと思うことを一つひとつ取り上げてきているわけですが、このあたりで少し全体的な流れをどういうふうにしていくかということも、一度気持ちを合わせておかなければと前々から思っていましたところ、教育長の方から、大綱について大きなこれからの方向性ぐらいは決めておかないといかんあというような話がございましたので、今日は、そういうものをメインのテーマとして開催させていただきました。ひとつよろしく御審議のほどお願いいたします。

教育次長 ありがとうございます。それではお手元の事項書を御覧ください。これまでの総合教育会議では、「協議・調整事項」としてご議論いただくテーマをお示しさせていただいておりましたが、今回から「協議・調整事項」と「その他の協議案件」とに分けてお示しさせていただいております。こちらにつきましても、「協議・調整事項」とは、教育委員会の権限に属する事務につきまして、市長の権限に属する事務との調和を図るものでございますが、総合教育会議では、そのような調整を要しない場合も含めまして、自由な意見交換として幅広く行うこともできますことから、そのような案件を「その他の協議案件」として整理させていただいたものでございます。

本日の「協議・調整事項」といたしましては、「津市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に向けた考え方について」の1件、「その他の協議案件」といたしましては、「採択地区別平成28年度使用中学校用教科書採択状況について（報告）」の1件でございます。

それでは、早速「協議・調整事項」のいわゆる大綱の策定に向けた考え方について入りたいと思います。

市長 次長、少し質問してもいいですか。今の発言の中で、「協議・調整事項」は教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図るものという発言があったと思うんですけど、これから議論する大綱は、市長の権限であるものでございますが、それを「協議・調整事項」として分類されることについての追加的な御説明をお願いしたいと思います。

教育次長 大綱策定につきましては、市長の権限に属することでございます。

その点につきまして、本日は教育委員会の方の委員と議論する中で、調整を図っていくということで、今日のような「協議・調整事項」として設定をさせていただきます。

市長 もう少し説明をしてください。

教育長 大綱はですね、市長の担当事務でございますが、新しく出来た地教行法の中に、調整の結果をお互いが尊重しなければならないというのがございます。大綱につきましては、市長が策定をいたしますが、ここで調整された結果を我々教育委員会も尊重して仕事を進めるという意味で「協議・調整事項」の中に大綱が入っているものでございます。

市長 総合教育会議の協議内容というのを、ある種、文部科学省が、あまりよろしくないと思うんだけど、通知みたいなもので出しているんでしょ。それが、さっき次長が言ったような書き方になっているんですか。教育委員会の権限に属する事項について、市長の権限との調和を図るためにやるのが「協議・調整事項」だというふうな書き方になっているのですか。

教育長 確かにですね、国から7月17日付けで通知が出ているんですが、その中に、教育委員会の権限に属する事務について、例示がいくつか挙げられておりますけれども、それについて市長の権限に属する事務との調和を図ることを意味しているというふうな形で記述がございます。

市長 逆に言うと、大綱の策定は市長の権限なんで、市長の権限である大綱の策定に当たって、教育委員会の権限に属する事項について、この総合教育会議の場で調整を図ると、それ以外のことは市長が自由に変えていいという理解でいいのですか。

教育長 その調整された結果についてはですね、例えば、市長の権限に属する福祉部門の話とか、公立の短期大学につきましても、調整がなされた部分については、我々教育委員会も、その調整結果を十分に尊重するという意味でございますので、市長に属する教育以外の部分につきましても、我々もその部分については尊重するという事です。

市長 分かりました。

教育次長 よろしいでしょうか。それでは、まず「協議・調整事項」のいわゆる大綱の策定に向けた考え方について入りたいと思いますけれども、まず事務局

の方から大綱の法的な位置付けなどにつきまして、別紙１の資料に基づき、ご説明をさせていただきたいと思いますので、御覧いただきたいと思います。

総合教育会議でありますとか、大綱の法的な位置付けにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年の４月１日から施行されたものによるものでございますけれども、当該法律におきましては、別紙１の(1)の大綱とは、になりますが、そこに記載がありますように、地方公共団体の長は、教育基本法第１７条第１項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされております。また、当該法改正に係る国の通知におきまして、大綱の主たる記載事項につきましては、各地方公共団体の判断に委ねられているものでありますけれども、主として学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、以下そこに記載のあるようなものが考えられることと示されております。それから(2)ですが、大綱が対象とする期間につきましては、法律では定められてはおりませんが、地方公共団体の長の任期が４年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が５年であることを鑑み、４年から５年程度を想定しているものであることと示されております。

次に、大綱に係る上位・関連計画の状況を表にさせていただいております。まず、総合計画基本構想でございますけれども、以前は地方自治法に基づく法定計画でございましたが、地方自治法が改正されて、現在は法定計画ではないものの、本市の場合、津市議会の議決すべき事件を定める条例におきまして、当該基本構想が議決すべき事件として位置付けられており、条例を根拠とした計画となっております。当該計画が対象とする計画期間でございますが、平成２０年度から平成２９年度となっております。次に、教育振興ビジョンでございますが、教育基本法に基づく法定計画でございます。教育の振興のための施策に関する基本的な計画でございます。計画期間は平成２５年度から平成２９年度まででございます。以下、生涯学習振興計画など、関連する計画についての計画期間をお示ししておりますが、これらの計画期間につきましては、いずれも平成２９年度までとなっております。それでは、このような大綱の法的な位置付けなどを踏まえまして、御議論の方をよろしくお願いいたしたいと思います。以上でございます。

市長 では、大綱策定の進め方についていかがいたしましょうかね。まず、ちょっと自由に発言していただきましょうか。

坪井委員長 私から口火を切らしていただきたいと思います。いずれにしても、４月１日から総合教育会議を開き、市長と懇談が出来たということが大変うれしく思っております。その中で大綱ということですが、これは市長さんの権限になるものですが、私の意見としては、期間は限定されていない

ですけれども、急ぐ必要はないにしても出来れば早く作っていくことは大事じゃないかなあと考えております。今、何をもとに作っていったらいいかということですが、私も色々と調べてみましたら、国の第2期の教育振興計画というのが25年の6月に閣議決定されています。こういった国の教育振興基本計画、これの中でいわゆる成果目標としてのミッションの部分が8つくらいあるのですけれども、それをひとつ参考に地方公共団体も作ったらどうですかという助言的なことが書いてあるわけです。もちろん津市独自のものを作っていくのも大事ですが、やはり教育というのは国と地方の役割分担があって、それぞれが補い合いながらやっていく必要があると思いますので、国のそういう基本計画というのでも少し参酌というふうに書いてありましたが、参考に入れながら、これから次回以降もその辺のテーマを国のテーマの部分も視野に入れた議論を積み重ねていくということが、結果的には津市独自の大綱に繋がっていくんじゃないかなと、非常に漠然とした言い方なんですけど、今そんなような考え方をしております。

庄山委員 先程説明のありました教育基本法の第2項を見てみますと、第1項は政府が国会に報告公表したものであるというふうに書かれていて、それを参酌しながら、その地域の実情に合ったものを作っていくというような、まず定義的には、法律的にはそんなものになるのかなって思います。もうちょっと私が簡単に自分の言葉で考えてみますと、まず明確な誰が見ても分かりやすい理解しやすいものでなければいけないというふうなことを思います。それから、地方公共団体の長が定めるものであるというようなことで、しかもここに書いてある期間が4年から5年程度というように書かれておるので、私たちがいろんな計画をする場合は、長期の計画というのは10年とか20年とかいうような計画をするわけで、その先を見越して20年後の津市がどんなような教育の形をしているかということを計画するわけですけど、これを見せていただきますと4年、5年程度ということで、非常に短期な、津市の課題を解決していくようなものなのかなあというふうなことを思います。特に、例を挙げますと、三重国体があったり、学力について、今、津市が非常に頑張らなければいけないような状況にあるというようなもので、4、5年の間に津市が何としても解決していかなければいけないようなものを入れるのかなあというようなことと、それからもう一つ含めていかなければいけないものは、ずっと10年も20年も先も子どもたちが津市に住んでいて、津市を誇りと思えるような大綱にしなければいけないというような事を考えて、ですけども、もうちょっと言わせていただきますと、この間からこの後に出てきます教科書のことがありますので、教科書の判例等々を見ておりましたら、判例に大綱という言葉がものすごく出てくるんです。こんなところに大綱が出てくるなと思ってよくよく見てみると、その大綱というのは、例えば、教育の機会均等であったり、その水準維持とか、

すごく大きな事なんで、4、5年のものなんだけれども、大綱というのはそういう大きな意味があるんだなと。そこを整理しながら、作っていかねければならないんだなということを考えています。

市長 いかがですか。

松本委員 はい。今、庄山委員からもお話がありました大綱という表現からすると、ちょっと抽象的な内容表現をもって提示されるんですけども、さっきも御説明いただきました文科省からの通知とかにはかなり具体的な内容が挙げられていたりしますので、津市には教育振興ビジョンというのがあって、そちらとの住み分けと言いますか、同じ4、5年の期間をもって計画されるもので考えるとすると、教育振興ビジョンよりはもうちょっと具体的と言いますか、市長が定められるということですから、より行政的な視点に立っての、もっと具体的な内容が込められるようなものになるのかなと思います。で、そうすると、例えば初年度に抽象的な教育の理想みたいなものを掲げるというよりも、津市の具体的な課題についての議論というものの、例えば総合教育会議等で積み上げていって、その結果策定されるものであっていいのかなと思っています。

市長 ありがとうございます。いかがですか。

滝澤委員 私が考えておりました大綱というイメージは、津市の子どもたちが目指すべき目標みたいなものを掲げて、それに対する具体的施策を、ある程度大きく決めていくものかなという感じを受けていたんです。ただ、今のお話でいきますと、庄山委員とかも当面解決すべき課題を施策として盛り込んでいくのが良いのではないかと、教育振興ビジョンとの住み分けの関係で、やはり具体的な施策を網羅して挙げていくべきものであるというようなお話を聞いているほどと思ったんですが、でも私としては、教育基本法の掲げる理念を基に、津市としての特徴は何かということをまず考えて、基本を考えてですね、津市の教育に関する大綱としてふさわしいものを作り上げていっていただきたいなと思うんです。あくまであまりにも具体的なものではなく、もう少し理想も入れて、そして、県都津市として何を教育に盛り込むべきかとい視点も踏まえて、私はやはり津市民として誇りのある教育が受けられるような施策が必要だと思うんです。県都ということ意識して、やはり他市に誇れるあるいは他の所に、あるいは国際的に誇れるような少し大きな理想をもった施策を大きく踏まえて、具体的な施策はまた深く考えればいいんですが、まず、何が必要かというものを理想の中で、理想を掲げた上で、作り上げていっていただきたいなと。で、それが津市としての特徴のあるものになるのではないかなと思います。他市の大綱を見ていると、地域的な特色というものを意識してつくられているよう

な気がするんですね。そうすると津市としての特色は何かということですね。地域的な文化や芸術や、そういう地域の歴史などを踏まえたものであることも必要なのですが、私は津市として誇れる教育というものを基本して作っていただきたいなという希望を持っております。

教育長 平成17年度以降の教育委員会制度改正の中で、特に教育委員会制度については、継続性それから安定性、政治的な中立性があまりにも言われてきたような状況がございます。しかしながら、世の中のテンポは非常に早く、首長が広汎な事務を処理する中で捉えていくということが非常に大事になってきています。その一方で教育委員は非常勤でございますので、従来から機動性、弾力性に欠ける部分があるということも言われてきたわけでございますが、総合教育会議が始まって以降は津市の教育委員会は適宜委員会を開催するという形になってきております。そうした中で、大綱、それから総合教育会議につきましても、どちらかがどちらかに寄り添うとか、そういうことではなくて、お互いがここの調整事項を尊重しながら詰めていくということを考えますと、大綱につきましても、ぼっと形を作るよりも、個々のいろいろな細かいこれまであまり議論がなされなかったことを、しっかり個々の議論をした上でその積み上げの中で大綱が出来れば一番良いのかなというふうに考えているところであります。以上です。

市長 ありがとうございます。それぞれ非常に必要な着眼点を各委員から一言ずつお示しいただいたように思います。ここから先は、私の現時点での考え方を申し述べて、それに対して、特に、こういう観点もとか、あるいはこういうこともというような追加的なご発言をみなさんからいただければと思います。鶏が先か卵が先かみたいなところがあるのですが、先に作ろうというやり方もあると思います。それから、少し積み上げた議論をした上でというやり方もあると思います。どちらを選ぶかだろうなというふうに思いますよね。先に作ろうというところは、もうすでに5月とかに作ってきた市もあるようですし、こういうところは、割合と今まで、津市で言えば「教育方針」であったり、「教育振興ビジョン」などで書いてあることを首長もそのとおりであるという認識をしてさらっと1枚とか2枚とか、というものを作っていくというやり方が一つだろうなと思います。それは目標とか道筋は早く定めた方が良いということからすると、適切かなというふうに思うんですが、一方で、どうしても抽象的になってしまうだろうなという感じがして、先程の松本先生が言われた具体的なものにすべきであるということからは、ややどうしても通り一遍と言うのは言い過ぎかもしれませんが、割合とさらっとしたものになってしまうだろうなという感じがします。石川教育長がさっきおっしゃった、積み上げ、個々の議論をした上でということをするんですね、これはかなり我々もう第5回で、おそ

らく三重県の市町の中でも一番たくさんやっているんじゃないかと思われるんですけども、それで、かなりいろんなことを議論していますが、この議論がまだまだごく一部なんですよね。一度は総合教育会議でそのテーマについて議論した上で大綱に書こうということをやると、かなり時間はかかるだろうなという感じはいたします。時間がかかるとともに、やった以上はきちっと大綱にかなり明解に書かなければ、やっぱり、なんや議論だけして出てきたものは、極めて抽象的な当たり障りのないものしか出てこなかったなということになってしまうのも非常に苦しいので、まあ、どちらが困難な道かという、多分、多少時間をかけて中身の濃いものを作る方が困難な道だというふうに思いますので、私としては困難な方を選択したい。客観的な情勢を申し上げますと、今日の説明してもらった内容の中で、たまたまですが、総合計画が平成29年度までで、29年度までで終わる個別計画もありますので、これらは法定計画もあれば、非法定でもやっぱり作りたいというものもあるでしょうから、30年度スタートのものがたくさん出てくるわけですよね。それをいつ作るかという、29年度に大体作ると思うんです。ですから、時間をかけるとしても、28年度中には、つまり来年度中には作らないと、29年度に教育大綱をみながらこの具体的な計画をつくって欲しいという気持ちがあるので、是非28年度中には作りたいと。その28年度までのいつのタイミングで作るかは、これはちょっと議論して、遅くとも28年度末までにというふうに私は思っています。27年度中に作らないかもしれない理由は、今申し上げたように、各分野について、これまで、教育委員会が独自にやっていたり、首長と一緒にやってないわけですからね、もう少し積み上げの議論をして、一方、文化振興の一部なんかは首長だけが出て、教育委員会からの御意見はいただいていないというものがあるので、今のペースで、総合教育会議をやりながら少し積み上げた上で、大綱の姿が見えてくるような形にできればなと思います。結果として、よそより遅れるかもしれませんが、その分は、通り一遍でないものを作るという強い意志、高い志でやりたいと、自分で自分の首を絞めているような気もしないではないですが。もう一つ、大綱が対象とする期間で、長の任期を主に考えて4年、それから教育振興計画は、坪井先生が言われたんですが、今の教育振興計画はいつまでですか。

坪井委員長 平成29年です。

市長 国も29年まで。

坪井委員長 国も平成25年から29年までです。

市長 国も平成25年から29年、同じですね。では、そういうタイミングも

たまたまあるかもしれませんね。私としては、本年度始まった今の任期の市長として、28年度中に作るとして、私の任期が切れる30年度いっぱいまで計画が終わってしまうと、やっぱり行政の継続性という意味で、次の任期の市長が実際に就任して作るまでの時間がある程度必要ですので、出来れば31年度まで、スタートするのはXデーだけでも、31年度までの計画、そうすると3年半ぐらいの期間のイメージで私は考えたいと思いますが、また、ちょっと情勢が変わったら、この場で御相談したいと思います。そんなイメージを持っておりますが、ちょっとこういうところを見落としているとか、こういうふうにしたらという御意見があったらおっしゃってください。

坪井委員長 市長の言われた28年度というのは、適度な期間だと思います。それで、少し付け足しになってしまうかもしれませんが、教育委員会でよく教育の議論をする時、いろんな課題があって、例えば、学力向上のためにこういうことをしたら良いというそういう一つの大きなテーマがなかなか決まらないまま議論していくと、施策もなかなか打ちにくい。大綱もあまり詳しくなってしまうと、津市はどういうことが教育テーマだったかとなり、いつも頭の中でずっと「誇りを持てる」とか3つくらい入るくらいにこういう言葉がぽんぽんと言えるような、そういう意識でいつも行政に携わっていれば、随分動きが違ってくるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、出来るだけ少し早目に策定するというのは、そういう目標の様なものを常に意識しながら出来るので良いのかなということを思いました。それから教育委員会だけで話をしていると協議範囲が狭いと思うのが、福祉の関係で非常に子どもの問題が多いんですよね。福祉との連携というのはものすごく必要なんじゃないかなと。それから自治会も含めて地域との関わりですね。この辺になると本当に教育委員会だけの議論では非常に十分でない。そういう意味では市長さんいろんな所から意見、地域住民の方からいただいている、そういったところでの地域連携の課題なんかも盛り込んでいくことが一つの新しい大綱の中身じゃないかなというふうに思います。

市長 ありがとうございます。まず後者の方からは、本当にそのとおりで、福祉とか地域とか避けて通れないと思いますし、逆に、私がこの10月から始める地域懇談会には、学校のPTAの代表の方には入っていただきたいというリクエストをむしろこちらから出しています。というのは、教育といっても、地域との連携が通学路のこととかですね、すごくあるんですよね。それが、どうしても教育なので、PTAの方々があまり直接そういう地域の懇談会の場所に出てこられたりされないんです。それがちょっとややバランスが悪いなというふうに思っていたので、今回そういうふうに入らせていただくようにお願いしています。それはきちっと頭に置いて進みたいと思います。それから、

坪井先生前段におっしゃった、そうなんです。目標というか、そもそも、かくあるべしみたいなもの、理想というふうな滝澤さんもおっしゃったそれを書きたいと思うんですが、大綱には。加えてですね、庄山さんがおっしゃったその津市の課題解決、ある程度短期的な、まあ、3年ぐらいの内にこれくらいは進むようにというようなですね、そういうことも併せて書きたいんですよね。ですから、あまり二兎を追うものは一兎も得ずとは言いますが、しかし、まあなんというかそういう、かくあるべしといったものとトピックス的にこの問題についてはというようなものも多少書いてもいいのかなと思っております。これはまた追ってみなさんと御議論させていただきたいと思います。どうぞ、滝澤さん。

滝澤委員 はい。あの、市長が言われたように、目標を、かくあるべしみたいな目標を書きたい、その後でこういう課題も書きたいと、まさにそのとおりで、ある程度目指すべき目標というのを共通の理念として持たないと、一つの施策が全てばらばらな方向に行きかねないんです。ですから、まずその理想とする津市の教育みたいなのところをある程度議論して、共通の理念を持った中で具体的な施策を本当に具体的に実現可能なように考えていっていただきたいなと思っております。

市長 そうですね。ありがとうございます。他いかがですか。松本さん。

松本委員 津市の教育、学術及び文化の振興に関するというかなり大きな範囲をもっているものだと思いますので、私達といいますか、教育委員会の側から出すようなものというのは本当に教育する側、教育を施す側の視点が中心になってくような気がしますので、それに対して、例えば、福祉とかも広く市政全般に関していくような施策の大綱を作るということで、市民の方、保護者の方なども施策を受ける側というよりも、子どもたちを家庭教育で教える側であるとか、次の世代に何かこう伝えていく側、むしろ教える側になってもらうようなコーディネートするといいますか、そういう視点を入れて、教育を施すというだけじゃなくて、もっと広く市民の方がどうなっていくのが望まれるのかというそういう、先程、理想というふうにおっしゃいましたけれども、そのようなものも入れていただければと感じます。

市長 素敵なのが出来そうな、幻影が出来上がってきました。幻影にならないようにしなきゃ。他、よろしいですか。大体今いただいたようなことを踏まえて、大綱の策定に向けてこれから積み上げをしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。また、情勢が変わり、緊急に津市教育、場合によっては学術、文化の面で大綱なるものをもっと早くつくらないと

あかんやないとかですね、そういうような事態が緊急に生ずるということもないとは言えませんので、その場合はまたこの場で、御相談をさせていただきたいということで、とりあえずは、当面は28年度末までには遅くとも作りましょうということで、しかも中身として、かくあるべしという非常に骨太の考え方、方向性、大きなビジョン、目標を示しつつ、かつ個別の喫緊の課題に対しても対応策をしっかりと示し、ここ数年で、解決すべきあるいは、解決に向けての端緒は記すべきというようなものもきっちと書いて、そして、津市民への広がりのようなものを、きちっと念頭に置きながら津市を誇りと思えるような、そういうあるべき教育、文化、学術の姿を示すそういうものを作っていく。大変ですけども、頑張りましょうという感じで、よろしくお願いします。では1項目これで大体、終わりにしたいと思います。

教育次長 よろしいでしょうか。それでは、これよりその他の協議案件に入らせていただきたいと思います。それでは説明させていただきますので、別紙2及び別紙3を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず、教科書ですね、採択の方法等についてですけども、まず(1)なんですけれども、採択の権限につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に市町教育委員会の組織権限として位置付けられておりまして、その方法については、小中学校の場合、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」によって定められております。採択の仕組みにつきましては、そこに図で示してあるんですけども、津市教育委員会は、教科書の採択を適切かつ公正に行うために、②になりますけれども、津市教科用図書調査研究委員会を設けて、調査研究を行わせまして、その結果を採択の参考にしております。調査研究委員会の構成員につきましては、そこにありますように、保護者代表として、津市PTA連合会から2名、小中学校長及び幼稚園長から各1名、教育委員長、教育長の計7名でございます。また6月から7月上旬にかけて、教科書の法定展示会及び移動展示会を開催しまして、多様な意見を参考にしまして、開かれた採択に努めております。今年度は法定展示会を三重県総合教育センター、美里総合支所、移動展示会は市内8つの中学校で実施をしました。なお調査研究委員会は各教科に専門的見識を有する者からなる調査委員会、資料③になりますけれども、置きまして、全発行者、全種目のより詳細な調査を行わせております。調査委員会の人数は、種目毎に3名から7名になりまして、それぞれの種目の教員免許を有しまして、指導経験豊富な教職員及び管理職員から構成されております。それから2番のですね、選定の基準につきましては、その記載にあります、大きく6点(1)の取扱内容からですね、内容の選択及び取扱い、(3)内容の程度、(4)内容の構成及び配列、(5)創意工夫、それから(6)使用上の便宜、便宜といいますと、見やすさになろうかと思っておりますけれども、こういったものを基準としております。最後に採択のスケジュールと申しまして、

経過になりますけれども、これにつきましては、まずは調査委員の調査期間約2か月間を設定して調査を行いました。そのうえで、(2)ですけれども、調査結果の報告について、取りまとめるための調査研究委員会を7月24日と7月27日の2日間開催をしました。そして採択教科書を決定する教育委員会を7月の31日と8月5日の2日間実施しました。調査結果につきましては、採択地区別に別紙3の方に記載をさせていただいております。採択地区の津につきましては、その津の欄を御覧いただきたいと思います。国語から英語まで、全15種目の採択教科が記されておりますけれども、社会の地理と英語につきましては、発行者が変更になりましたので2段ということになっております。下段が前回採択した発行者で、上段が新たに採択する教科書の発行者でございます。以上でございます。

市長 ありがとうございます。では、私からお尋ねというかですね、理解を深めるために、このような手続きとそれからこういう観点で選ばれたというのは、今御説明いただいたので分かりました。個別に各教科について、適正にいろいろこういうことを踏まえて判断されたんだと思いますが、例えばということで、その中身をここで一つ一つお尋ねすることはしませんが、御紹介をいただきたいのは、地理が東書から帝国に変わったので、変わったことの説明というよりも、どのような議論で、例えば、地理なんかは、日本のその領土についてですね、どんなことが議論されたとか、いろいろなことがあると思うんですよね。御紹介出来るのか出来ないのかそれもよく分からないんですが、それから、歴史は、世の中で言われている、歴史認識ということについてですね、考え方をどう書いてあるからこうなるとかですね、それから英語はですね、学校図書という、三重県では唯一津市だけが採択していた教科書から東京書籍へ変わっているわけなんですけど、このあたり、前の教科書が悪かったからこうしますということではないんだというのは十分に分かっているんですが、今申し上げたような、例えばということで、ちょっと教科書委員会の匂いぐらいかがせてもらっても罰は当たらないかなというふうに思いますので、ちょっとそのあたり御説明ください。どうぞ。

坪井委員長 私個人の意見ではありませんので、少し丁寧に説明をしなくちゃいけないと思うので、ちょっとメモを読ませていただくんですけれども、基本的にはですね、全ての発行者は検定済みですので、何処が悪いというのは、まず、ないわけなんです。それを基に、三重県の方でいわゆる資料みたいなものを作ってくださいわけです。それから、その県が作った資料を基にまた津市の方もそういう資料を作るわけなんですけれども、どの教科についても特徴的な事を書いていただいているわけです。ですから、どこが良いとか悪いというようなことは一切書いてなくて、こういうところに特徴がありますという、我々教

育委員はそういったものを参考にしながら、特に教育委員も今回1日かけて教科書の見本本をしっかりと閲覧して、それを吟味させていただきました。こちらでも勉強していないとなかなか採択にしっかりとした権限を与えていただいた以上のことは出来ませんので、それをかなりさせていただきましたし、移動展示というのがあって、保護者の皆さんや教職員の方、それから外部の方も来ていただいているとは思うのですけれども、そういったアンケートの中身も参考にさせていただいて、採択をしたということです。前段の部分はそういった形です。今市長から御質問ありましたように、今回中学校社会の地理的分野が変更になった部分、特にピックアップしてと言われると難しいところがありますので、選んだ観点みたいな部分で紹介させていただきますと、まず、基準でよく言われているように、生徒にとって学習しやすいかという、そういったところを常に考えながら採択するというのが大きなポイントでもあると思います。学習導入時で、生徒の興味関心を引き出しやすいものにかなっているというそういう点が一つありました。具体例としましては、比較的新しい写真を網羅して、各地域の衣食住や自然と農業についてイメージを捉え易くしていることや、それから、小さな単元の見開きページの上の方に大きな写真を掲載して、地域の気候の様子を捉え易くしている。やはりこれもこう、ビジュアルな訴え方をしているという特徴があります。それから、生徒が学習しやすい教材配列になっているということですね。具体例としては、地域毎に設定されている学習テーマが簡潔な表現でその地域の特徴をよく表していること。それから初めに各地方別に地形と気候を学習し、その後農業や工業などというように順番にですね、項目毎に取り上げられていて、生徒が学習しやすいということが挙げられております。それから大きな写真が豊富に掲載されていて、人口とか面積とか基本降水量のグラフですね、こういったものが同じ形で統一され、見やすい形になる。やっぱり見やすさというのも、グラフを読み取っていく上で大事だということです。それから、3点目ですけども、日本の領土について分かりやすく記述されているという点です。具体的には、日本の領域と領土問題のページに、尖閣諸島や竹島の文字の入った日本地図が示されていて、北方領土とか竹島、尖閣諸島について、歴史的経緯と現状が分かりやすく説明されていることや、北方領土について、国境付近の地図を使用した日本の領土であることも、分かりやすく示すとともに、領土問題の解決に向けた取組も示されている、そういったこともきちっと書かれておりました。それから4点目が、災害防止について、工夫された記述がなされていたということです。具体的には自然災害や災害防止について、羅針盤マークというコラムを設けて、東日本大震災とか阪神淡路大震災の事例を挙げながら示されているということですね。それから、前回採択の東京書籍との比較、2つ挙げられます。1点目は、東京書籍の教科書は地域、例えば北九州とか四国地方とかあり、農業と工業を並列して勉強していくのですけれども、実際4年間使って、指導実績の中からですね、帝

国書院は、農業は農業でまずしっかり勉強する。それから工業というふうに分けてやっていくということで、生徒にとっては非常に分かりやすいという、そういう報告もされておりました。2点目は、東京書籍は学習のポイントを示しているのですが、逆に帝国書院はそのポイントを生徒が探すというか考えさせる。ですから、自ら学ぶという、そういう観点に立った内容になっています。他にも、前は東京書籍のA B版とってちょっと大きい、横広なんですよね。そうするとそれだけ資料もたくさん入る訳ですけども、まあ今回は、4社の地理的分野の発行社が応募した訳ですけど、全てがそういう形になっていて、優劣つけ難くなっていた訳ですね。その差がなくなったということがひとつと、それから三角州の例があるんですけども、帝国書院は津市の香良洲町、地域のものを入れているということ。それから東京書籍は広島県の三角州を取り上げていて、できれば、地元というか地域のものの方が良いんじゃないかということでした。それから領土問題について、東京書籍は、歴史的経緯の記述が少ないと。やはりこの領土問題については、しっかり記述されていた方が良いということですね。これが、変わった理由ということです。それから英語の方なんですけれども、これは、1つは東京書籍の英語に採択した訳ですけども5点ほどあります。一点目は、1年生の最初にあいさつや数字など身近で慣れ親しんだ教材から入って、単語の書き方について学んだ後に、本格的な単元が始まるという構成になっています。今小学校でも英語教育をやっていますので、やっぱり小学校教育と中学校教育の接続がうまく工夫されているというのが1点です。それから2点目は、文法指導と言語指導を一体的に行って、聞く・話す・読む・書くの4つの技能を統合的に活用する、いわゆるコミュニケーション能力ですね。こういった育成が図られるように工夫されているということが2点目。それから3点目は、1年生は特に自己紹介や一日の生活について伝えることができるようにすること、2年生は70から80文字、3年生は80から95文字程度の英語を読むように設定されているということで、生徒の発達段階に応じた興味関心が示されていると。それから4点目は、左ページに新出語句と本文があって、右ページには基本練習があって、話す・聞く・書く、そういう活動ができるということと、また習ったことを使ってコミュニケーション活動ができて、いわゆるA L Tを活用した授業につなげることができる、そういったことが特徴として挙げられておりました。他にも、大判で各パートは見開きのページとなっているということと、それから辞書指導ですね、1年生の早い時期から系統的にできるようにしてあること、それからI C Tですか、情報通信技術機器を使った授業がしやすいように工夫がされている。こういうような点が、大きな理由になっております。それから前回学校図書との比較という点からは、1点目ですけども、学校図書というのはb e動詞の導入が一般動詞の後になっている。生徒にとって学習しにくいという、そういう声が出ていたということです。一方東京書籍は、b e動詞から始まって一般動詞の順に

導入されておって、生徒にとって非常に分かりやすい構成になっている。そういう部分ですね。それから2点目は、東京書籍は単元の最初のページの上に、生徒にとって理解しやすい表現で、学習のねらい、何を学習するのかということがより明示されている。この点です。それから3点目は、構成配列について、基本本文が目立つように配置されていて、日本語でも説明があつて、色々な子ども達がいると思いますから、そういった子どもにも理解しやすいものになっている。そういうような点が挙げられています。あと、変わらないというか、歴史の教科書として、同じ、一部、旧大阪書籍ですけれども、それは変わらない理由が6点ほどあります。1点目はですね、歴史的事象の捉えやすさという点が1点目です。例えば、各編の初めに時代のイメージを掴むことのできる大きな写真等の資料が掲載されているんですね。それから各編の最後には学習した事柄を再確認して、それを活用しながら学習課題について考えて、年表やグラフ等を読み取り、表にまとめたり自分の言葉で特色をまとめたりする内容になっているということで、やはり自分でまとめるという、そういう作業をしっかり意識してやっています。それから2点目は、広い視野から歴史的理解が図られるように工夫されているということで、例えばすべての単元のはじめに地図で見る世界の動きというのを設けて、アジアを中心とした世界の動きを、日本との関わりの中で示していて、日本の歴史を学習する上で、背景がよく分かりやすくなっている。単なる日本の歴史だけじゃなくて、アジアの歴史と絡ませている。それから3点目は、自主的な学びに繋がる課題設定がなされているということで、例えば、先人に学ぶとか、歴史を掘り下げるといったコーナーを設けて、自主的な学びに導く工夫がされている。教えるだけのものではない。それから4点目は、人権問題がしっかり記述されているということです。例えば本文の中の人権問題についての系統的な記述だけでなく、コラム、プラスαの中で、江戸時代の身分制を取り扱って、公民的分野との関連を図っている。それから5点目が、領土問題が丁寧に記述されているという点です。例えば、北方領土について、日本固有の領土とし、ロシア連邦と交渉中と本文に記述されております。また、尖閣諸島と竹島については、これは歴史的経緯や現在の課題について記述していると聞いております。それから最後ですけれども、6点目防災について、詳しく説明されているということですね。例えば水害や火災への先人の取組みと共に、阪神淡路大震災や、東日本大震災について、詳しく取り上げられているということ。それから、とくにコラム「先人に学ぶ」で、災害への備えを過去から学び、未来に教訓を伝えるという活動を取り上げているということ。それから、福島原子力発電所の事故についても、事故の内容と住民の避難生活について記述されている。多岐にわたってはいるんですけれども、そういったことを鑑みて、こういう形になっているということです。以上です。

市長 はい、ありがとうございました。今丁寧に御説明いただいたんですけれども、それは、例えば、教育委員会としての、子ども達にとってどうかというですね、学習のしやすさとか見やすさとか、分かりやすさとかですね、その辺りはよく分かりました。そこは教育委員会という専門家の皆さん、今回はPTAの方々にも入っていただいてやられた。それは親の立場から、どんな教科書を子どもに使わせたいかということ、これはこれで引き続きしっかりやったださっているものだというふうに、これは御信頼を申しあげてますし、なんら意見はありません。ただですね、何をどこまで書くかということについては、これはもういろんな判断があってですね、子ども達にとって分かりやすいとか、見やすいとか、十分かというよりも、大人が一回判断をしなければならない部分があると思うんですよね。大人っていうと変な言い方ですけど。例えば、歴史認識っていうことでいえば、今回、安倍総理の70年談話っていうのが出た。これは教科書採択の後かもしれませんが、一応、今のこの現時点での日本という国の考え方であろうかと思うんですよね。あるいは、歴史的経緯が、北方領土の歴史的経緯が十分に記述してあるので、そこがプラスの判断の一つの根拠でしたという御説明いただいたんですが、じゃあこれどういうふうにどれくらい詳しく書くのかっていうのは、教科書によって差があると思うんですよ。それは、どこまでいっても、子どもたちにとってどうかということも勿論あるんですが、やっぱりどこまで、どういう書き方のものが、要するに感覚的にマッチするかというのがなかなか技術的なところだけでは決めにくい点もあるんですよね。したがって、もちろん政治家というか首長は政治的中立性とか、ある種、自制、セルフコントロールというのをきかせた形で、意見を言う。どここの教科書にしろとかそんなことは言うつもりは全くないですけども、大人が子どもたちの見やすさとか読みやすさとか分かりやすさということではない、中身で、コンテンツでね、この辺りまで書いてある方が良いんじゃないのとか、これぐらいにとどめておく教科書の書き方の方がなんとなく馴染みやすいなあとか、そういうことは言わせてもらっても良いんじゃないかなという感じがするんです。今回総合教育会議で、その他協議事項として、協議案件として教科書の採択についてお話をいただけるというのが採択後であったということですね、私としては、もうちょっと前の段階で、お話をこの場でいただいても良かったんじゃないかなと。その観点は、今申し上げたように、技術的なところで、子どもたちに見やすいかどうかっていうのは、私も一日かけて教科書を見てということをするつもりもありませんし、大人が決めるべき問題について、何かこう、フィーリングだけでものを言うつもりもないですが、ただ、機会がないのはいかかかなあという感じがして、まあものを言いにくい部分なんですけど思いました。是非、次回から少し、そういうことも踏まえて、御判断いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

教育次長 だいぶ時間も迫っておりますが、何か特に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは無いようですので、これをもちまして、本日の事項はすべて終了いたしました。各委員のみなさんから特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは前葉市長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

市長 これをもちまして、第5回の総合教育会議を終わります。次回は、1つは全国学力学習状況調査の分析を、今教育委員会さんの方でなされていると思いますので、その辺の状況に応じてですね、その分析の中身を議論するというよりも、それを受けて、学力向上の在り方みたいなね、大きな議論を是非させて欲しいなとそんなふうに思っておりますが、スケジュール的にはよろしいでしょうかね。

教育長 はい、そういう形で準備をさせていただきたいと思います。

市長 分析の進捗状況にもよりますが、日程はまた調整していただいて、是非お願いをいたします。他にもまた議論すべき事柄、また整理して次回またよろしくお願いいたします。

では、以上をもちまして、平成27年度第5回津市総合教育会議を終了いたします。

次長 どうもありがとうございました。

各委員 ありがとうございました。